

公調委事第156号
平成29年9月12日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

公害等調整委員会
委員長 荒井 勉

土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会について（回答）

平成29年3月30日付け国総収第133号をもって意見照会のあった、高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事（北海道小樽市蘭島2丁目地内から同市新光町地内まで）並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事に関して、北海道収用委員会（以下「処分庁」という。）が平成28年5月13日付けでした権利取得裁決及び明渡裁決（以下「本件裁決」という。）に対するX₁からの審査請求について、貴職から提出された資料に基づき検討した結果、次のとおり回答する。

意 見

本件審査請求は、理由がないものとする。

理 由

- 1 審査請求人は、要旨次の事由を主張して、本件裁決の取消しを求めている。
 - (1) 本件裁決書において、「本件土地所有者兼関係人（物件所有者）は周囲の土地からA地及びB地（以下、A地の残地を「本件A地の残地」と、B地の残地を「本件B地の残地」といい、これらの残地を併せて「本件各残地」という。）へ通行する権利を従前より有しているとは証拠上認められず、さらに陸橋を構築することを求める権利を従前より有しているとは認められない」と判断されているが、以下のとおり、本件裁決により収用される土地（以下「収用対象地」という。）に本件各残地から入るための道路が従前から存在しており、本件裁決には事実誤認があり、妥当ではない。

① 収用対象地及び本件各残地（以下併せて「従前地」という。）は、全部事項証明書記載のとおり、元々地目が「畑」として登記され、かつ、当時も畑として利用されていた。その後、「原野」を経て現況の「山林」に変更登記された経緯がある。畑であった当時、従前地に進入するための道路が存在しており、現況も存在している。処分庁に対し、冬期間であり、山林に入林不可能であったため、現況調査ができるまで裁決を待ってもらうよう、意見をしたにもかかわらず、これを無視して、結果的に現況調査を経ないで強引に裁決がなされたものである。

② 小樽市にて作成された「小樽市地番図＋小樽市現況図」及び住宅地図には、道路の記載がある。

③ 審査請求人代理人X₂が近隣土地所有者らに聞いたところ、「従前地の前々所有者が道路を通って、奥の畑に農作業に通っていた」旨、「奥沢川を渡るに当たり、川にも橋があり、その橋を通っていた」旨証言している。

④ 上記主張については、処分庁の委員長が現地立会いをした際に、橋があった箇所を指摘し、道路が存在していたことを主張している。

⑤ C地及びD地の土地は、現在小樽市所有の土地であるが、元々は大蔵省所有の土地であったところ、小樽市が用水や道路として使用するために大蔵省から払下げを受けたものである。

⑥ 従前地の前所有者は、土地取得後に造園業者に桐の木 800 本を植林させたが、その時も本件の道路と橋を使用している。

(2) 権利取得の時期及び明渡しの期限について、明渡しの期限は桜の立木等の搬出・移植終了後に定められるべきであるとの主張に対し、処分庁はこれを認めず、平成 28 年 5 月 13 日になされた本件裁決では、権利取得の時期及び明渡しの期限が同年 6 月 12 日となっており、この期限では、桜の立木等の運搬は到底不可能であることは明らかであり、自己所有の桜の立木等を自己の資金で搬出する機会さえも奪うことは、到底認められるべきではない。

2 そこで、審査請求の理由の有無について判断する。

(1)ア 審査請求人が本件裁決に事実誤認があるとする部分は、本件裁決書において土地収用法（以下「法」という。）第76条第2項の請求として整理されているところ、同項に基づく請求であるとする、審査請求人は平成28年3月14日付け「収用法第63条第2項に基づく意見書(3)」において法第76条第1項に基づく残地収用請求を取り下げているから、法第76条第2項の請求の前提を欠くといわざるを得ない。

イ 加えて、審査請求人の平成27年10月23日付け「収用法第63条第2項に基づく意見書」によれば、審査請求人の主張は、残地収用請求が認められない場合でも、収用対象地から本件各残地に入るための方途（陸橋の構築）を求める根拠として、従前から本件各残地から収用対象地へ入るための道路が存在していたと主張しているものと解することができる。

しかしながら、同主張の根拠が明らかでない上、資料によれば、従前地の地目は畑であったが、昭和47年10月には原野（年月日不詳変更）となり、その後平成21年10月には山林（年月日不詳地目変更）となったことが認められるが、本件各残地から収用対象地へ入るための道路ないし通路が存在したと認めるに足りる資料はない。なお、審査請求人は、市街地側の本件B地の残地に道路があったとして小樽市作成の「小樽市地番図+小樽市現況図」及び住宅地図を援用するが、仮に同図面表示の道路ないし通路が存在したとしても、収用対象地の収用により本件B地の残地への出入りができなくなると認めるに足りる証拠はなく、同残地内の通行や利用が妨げられるものではない。また、山側の本件A地の残地に収用対象地につながる道路ないし通路が開設されていたことについては具体的な主張も証拠もない。

したがって、審査請求人が陸橋を構築することを求める権利を従前から有しているとは認められない。

なお、審査請求人は、収用対象地にある桜の立木等を搬出するなどのための通行権を認めるよう求めているが、本件裁決の取消事由に該当するものではなく、本件裁決の不服の理由とはならない。

(2) 資料によれば、起業者は、平成27年5月28日付け意見書により「立木の伐採補償額 831,547 円と立木の取得補償額 680,729 円を比較した結果、前者が後者を超えることから、法第79条の規定に基づく物件の収用を請求することとし、立木の取得補償額を物件に対する損失補償額と決定した」旨処分庁に申し立て、処分庁は起業者の申立てを相当と判断した上で、起業者の補償金の支払及び土地の引渡しに要する期間等を考慮して権利取得

の時期及び明渡しの期限を定めたことが認められる。

そして、処分庁が物件（立木）の収用（取得補償）としたことに違法ないし不当な点は認められないから、これを前提に明渡しの期限を定めたことも違法、不当ということはできない。

なお、審査請求人は、平成 28 年 2 月 15 日付け「収用法第 63 条第 2 項に基づく意見書(2)」において、収用対象地には桜の立木、カタクリ及びエビネが繁殖しており、権利取得裁決がなされたとしても、明渡時期については、桜の立木は小樽市及びE会に寄贈するのでその搬出終了後とし、カタクリ及びエビネは審査請求人が他の土地に移植した後とするべきである旨主張している。

しかしながら、同年 2 月 19 日に開催された本件裁決の審理期日において、審査請求人は、明渡しの具体的な時期について、桜の立木等の搬出の関係で同年 6 月以降を希望する旨述べているのであるから、この点に照らしても、明渡しの期限を同年 6 月 12 日とした本件裁決に違法ないし不当な点はない。

- 3 以上のとおりであり、本件裁決に審査請求人が主張するような事実誤認や違法ないし不当な点は認められないから、審査請求人の主張は、いずれも理由がないものとする。